

店舗の管理及び運営に関する事項

1.許可の区分の別	店舗販売業
2.店舗販売業者の氏名又は名称 店舗販売業の許可証の記載事項	店舗名称: スターハウス港南薬品 許可番号: 117070036 店舗所在地: 横浜市港南区日野5-13-24 有効期間: 平成 27年 5月～
3.店舗管理者の氏名	古藤 晴男
4.当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者 その氏名及び担当業務	薬剤師: 古藤 晴男 登録販売者: 浅野 俊之
5.取り扱う要指導薬品及び一般用医薬品の区分	第1類医薬品、第2類医薬品(指定第2類医薬品)、第3類医薬品
6.当該店舗に勤務する者の名札等による区別 に関する説明	薬剤師: 白衣及び薬剤師の名札を着用 登録販売者: 白衣及び登録販売者の名札を着用
7.営業時間、営業時間外で相談できる時間及び 営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの 申込みを受理する時間	月～金曜日 9:00～17:00(祝日・お盆・年末年始を除く) 時間外での相談・医薬品購入・譲受けはございません。
8.相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	TEL:045-847-4567

2.要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

1.要指導医薬品、第2類医薬品及び 第3類医薬品の定義およびこれらに関する解説	要指導医薬品:対面で薬剤師による情報確認が必要な医薬品 (一般医薬品として使用経験が少ないもの、または、、劇薬に指定されるもの) 第1類医薬品:特にリスクが高い医薬品 (副作用の安全性や服用・使用方法に特に注意を要するもの) 第2類医薬品:リスクが比較的高い医薬品 (まれに重篤な健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの、風邪薬 鼻炎薬、胃腸薬) 第3類医薬品:リスクが比較的低い医薬品 (身体の変調・不調が起こるおそれのある成分を含むもの:ビタミン剤など)
2.要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び 第3類医薬品の表示に関する解説	医薬品一覧や各商品の外箱・外装に、それぞれの区分が表記されて おります。
3.要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び 第3類医薬品情報の提供及び指導に関する解説	要指導医薬品:薬剤師により、購入者が使用本人であることを確認した上で 対面にて、書面を用いた情報提供を行います。 第1類医薬品:薬剤師により、書面を用いた情報提供を行います。 第2類医薬品:薬剤師又は登録販売者により、必要な情報提供を行います。 第3類医薬品:お求めに応じて必要な情報提供を行います。
4.要指導医薬品の陳列に関する解説	要指導医薬品は一般用医薬品と混在しないよう区別し、購入者が直接 手の触れられないよう陳列します。 ※当店では取り扱っておりません。
5.指定第2類医薬品の陳列等に関する解説	指定第2類医薬品は第2類医薬品または第2類医薬品と表示されております。 店舗内では医薬品の情報提供カウンターから7m以内の範囲に陳列します。
6.指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は 当該指定第2類医薬品の禁忌を確認し、当該指定第2類医薬品 の使用について薬剤師または登録販売者に相談することを 勧める旨	指定第2類医薬品は第2類医薬品の中でも、小児や妊婦、高齢者、病院で治療 を受けている方など、服用者の状態によって重篤な副作用が生じる可能性があり、 注意を要する医薬品として指定されたものです。 「使用上の注意」をよく読んでお使いください。ご相談は本店舗の薬剤師又は 登録販売者までお問い合わせください。
7.一般用医薬品の陳列に関する解説	薬効別にまとめ、第1類・第2類・第3類医薬品のリスク区分ごとに分類しております。
8.医薬品による健康被害の救済に関する制度に 関する解説	病院・診療所で処方された医薬品や、薬局などで購入した医薬品を適正に使用し たにも関わらず発生した副作用で、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康 被害について、救済給付を行う制度です。
9.個人情報の適正な取扱いを確保するための処置	お客様の個人情報は、医薬品の安全性確保及び商品の確実なお届けのために 使用するもので、それ以外の目的には使用いたしません。
10.苦情相談窓口	スターハウス港南薬品 : 0120-057-193(フリーダイヤルお客様相談室) 受付時間 : 9:00～17:00 担当:古藤晴男(ことうはるお)
11.その他必要な事項	港南区役所 生活衛生課

3・特定販売に関わる事項

一.店舗の主要な外観の写真 	二.一般用医薬品の陳列の状況を示す写真 
三.現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名	薬剤師:古藤 晴男 登録販売者:浅野 俊之
四.開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合に あっては、その開店時間及び特定販売を行う時間	開店時間及び特定販売を行う時間 : 9時～17時
五.一般用医薬品の使用期限	医薬品は全て有効期限1年以上の商品を販売いたします。
<副作用被害救済制度> 病院、診療所で投薬された医薬品、薬局などで購入した医薬品を適正に使用 したにもかかわらず副作用が発生し、入院が必要な程度の疾病や障害などの 健康被害を受けた方に、救済給付を行う公的な制度です。	<救済制度相談窓口> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口 : 0120-149-931(フリーダイヤル) 受付時間 : [月～金] 9時～17時30分(祝日・年末年始を除く) Eメール : kyufu@pmda.go.jp